

令和6年度小山市固定資産税 償却資産 申告の手引き

1. 申告していただく方

◆ R6年1月1日現在において、個人及び法人を問わず、小山市内に所在する事業用償却資産（他に貸し付けているリース資産も含む）をお持ちの方です。

注1) 廃業・解散等されている場合は、申告書にその旨記入のうえ、申告してください。

注2) 資産の増加又は減少のない場合でも、必ず申告してください。

注3) 該当する資産がない場合、申告書の提出は原則不要ですが、初めて申告書が届いた方、減少により資産がなくなった方は申告をしてください。

2. 提出書類

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 第26号様式（草色）
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） 第26号様式別表1（草色）
- ③ 種類別明細書（減少資産用） 第26号様式別表2（赤色）

- (1) 前年度に申告をされた方は、前年中に増加又は減少した資産についての申告が必要になりますので、①～③の書類の提出をお願いします。
- (2) 今回初めて申告される方は、全ての資産についての申告が必要になりますので、①、②の書類の提出をお願いします。
- (3) 前年に申告された方で、申告者側の管理システムによる電算処理方式（自社様式）による申告を行う場合は、当市から送付された所有者の所有者コードを記載してください。
- (4) 電子申告（eLTAX）による申告、または自社様式で申告される方で小山市からの申告書類一式の送付を希望しない場合は、備考欄にその旨を記入の上、提出をお願いします。

3. 提出期間

・ 令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）

4. 提出先及び問合せ先

- ・ 〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所 理財部 資産税課 家屋係
TEL 0285-22-9434

※申告書を郵送で提出される方向けに、宛先として使用可能なラベルを裏表紙に印刷していますので、切り取った上でご活用ください。

受付印を押印した申告書の控えの返送が必要な場合には切手を張り付けた返信用封筒を同封してください。切手を張り付けた返信用封筒がない場合は返送することができませんのであらかじめご了承ください。

《目次》

I 償却資産とは

- 1 申告する資産 3
- 2 課税客体となる主な償却資産の例 3~4
- 3 申告の対象とならないもの 5
- 4 国税の取扱いとの比較 6
- 5 リース資産と納税義務者 6
- 6 家屋と償却資産の区分 7
- 7 家屋と償却の区分表 7

II 申告方法

- 1 申告していただく方 8
- 2 申告に必要な書類 8
- 3 申告書提出期限 9
- 4 電子申告による申告方法について 9
- 5 番号法に基づく本人確認の実施について(マイナンバー) 9
- 6 一般方式の申告書記入方法 10~11
- 7 一般方式の種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法 12
- 8 一般方式の種類別明細書(減少資産用)の記入方法 13

III 税額の計算方法について

- 1 償却資産の評価 14
- 2 減価残存率表 14
- 3 課税標準額の算出方法 15
- 4 税額の計算方法 15
- 5 納期 15
- 6 課税台帳の閲覧について 15

IV 計算例

- 1 実際の計算方法 16

V その他

- 1 非課税制度・課税標準額の特例制度について 17~18
- 2 耐用年数の短縮や増加償却を適用した場合 19
- 3 申告内容の調査について 19
- 4 申告しなかった(虚偽の申告をした)場合 19
- 5 固定資産の遡及について 19

[ホームページアクセス方法]

償却資産申告書・特例に係る届出書はインターネットにて様式をダウンロードすることが可能です。

・小山市公式ホームページ(<http://www.city.oyama.tochigi.jp>)より

[くらしの情報]>[市税]>関連情報の[市税様式ダウンロード]>固定資産税・都市計画税の[償却資産関連]

・小山市公式ホームページ(<http://www.city.oyama.tochigi.jp>)のサイト内検索欄より“償却資産”で検索

・直接アクセスする場合はこちら

(申告書関連) <http://www.city.oyama.tochigi.jp/site/koteisisan/1450.html>

(非課税関連) <http://www.city.oyama.tochigi.jp/site/koteisisan/241277.html>

(特例関連) <http://www.city.oyama.tochigi.jp/site/koteisisan/1449.html>

検索サイトからも検索できます。

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)をいいます。(地方税法第 341 条第 4 号)

1. 申告する資産

令和6年1月1日現在において、土地及び家屋以外の事業の用に供している有形固定資産で、おおむね次のような資産をいいます。

- ① 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- ② 建設仮勘定で経理されているもののうち、1月1日現在使用している資産
- ③ 帳簿に記載されていない簿外資産、もしくは法定の減価償却を終わって帳簿上残存価額のみが計上されているもののうち、事業の用に供している資産
- ④ 遊休・未稼働のもののうち、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- ⑤ 清算中の法人が所有するもののうち、清算事務の用に供されている資産
- ⑥ 耐用年数1年未満又は取得価額20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- ⑦ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

2. 課税客体となる主な償却資産の例

償却資産を「種類」ごとに例示すると以下のようになります。

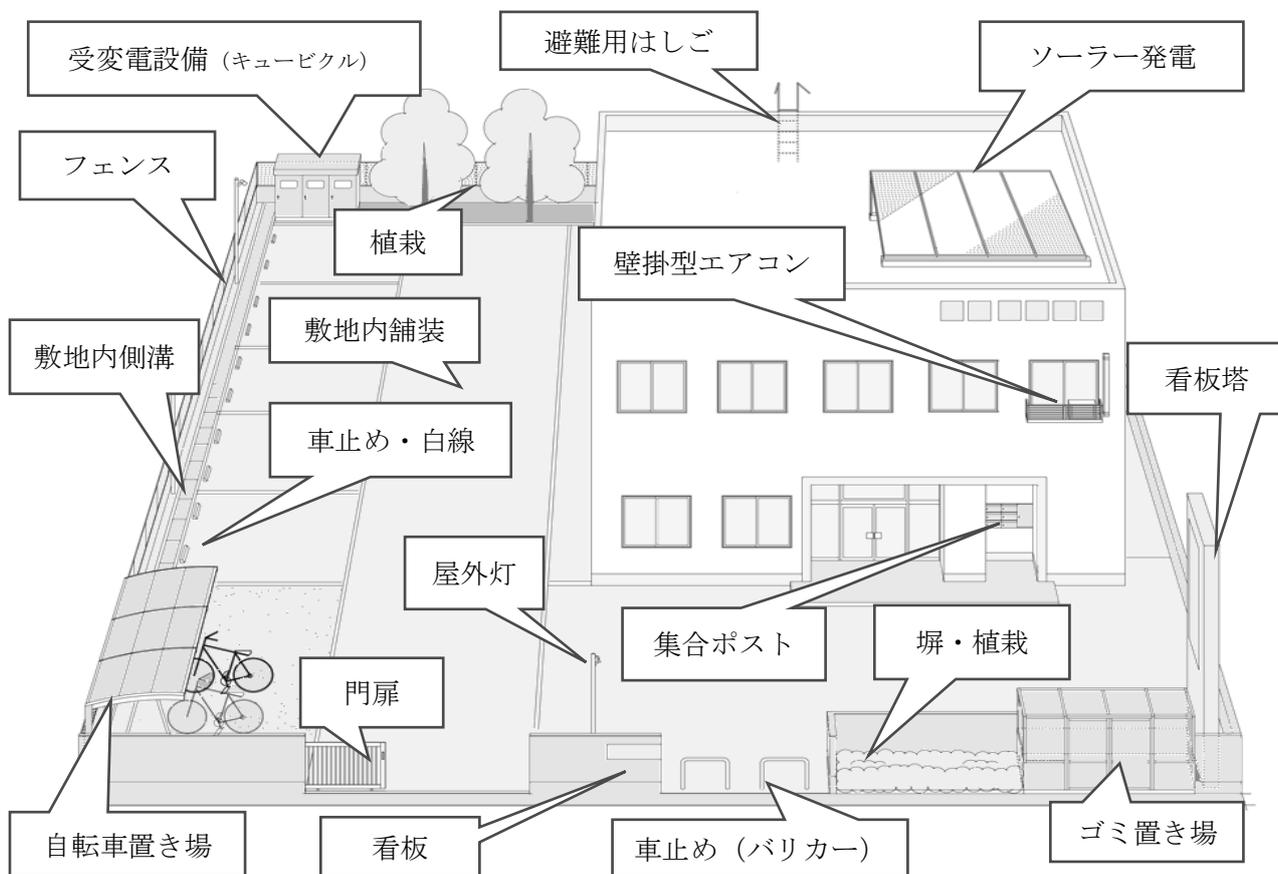
資産の種類	主な資産名及び説明
第1種 構築物	(構築物) 舗装路面・駐車場設備、門塀・側溝、貯水槽、広告塔・看板、庭園設備、アーケード等 (建物附属設備) 受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
第2種 機械及び装置	(一般的には工業における製造、貯蔵等に関する設備) 工作・作業・印刷機械、冷凍装置、燃焼装置、発電機、電動機、コンベアー、クレーン、 太陽光発電設備 等
第3種 船舶	(各種の海上及び水上運搬具) 一般船舶、ボート、ヨット、貨物船、漁船等
第4種 航空機	(人又は物を搭載して航空の用に供することができる機器) 飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 車両及び運搬具	(鉄道用又は軌道用の車両、構内運搬具) 荷車、リヤカー、台車等 (大型特殊自動車) (注1) 標識の分類番号が【0、00 から 09 及び 000 から 099】又は【9、90 から 99 及び 900 から 999】等
第6種 工具・器具及び 備品	(電気機器、事務用機、娯楽器具、医療器具等) パソコン、テレビ、コピー機、エアコン、机、応接セット、冷蔵庫、レジスター、ショーケース、カラ オケ、理容・美容器具等

(注1) 自動車税の対象である自動車、軽自動車税の対象である軽自動車・小型二輪自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車は償却資産の対象外です

償却資産を「業種」ごとに例示すると以下のようになります。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカールーム キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、ルームエアコン、 パーソナルコンピュータ、サーバー、LAN配線、看板、受変電設備、舗装路面、その他
飲 食 店	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫、その他
理 容 業 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸し器、パーマ器、サインポール、湯沸かし器、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉機、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、その他
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、工業用水道、その他
医 業 歯科医業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、 手術機器、歯科診察ユニット、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブルおよび機器部分、金属造の塀、コンクリート造の塀 緑化施設(植木等)、太陽光発電設備、その他
農 業	果樹棚、ビニールハウス、農機具(トラクター等)、その他

事業所・共同住宅の償却資産例



3. 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの
- ② ソフトウェア・特許権等の無形固定資産
- ③ 耐用年数が1年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産で、その取得に要した経費の全てが法人税法又は所得税法において、所得の計算上損金又は必要な経費に算入されたもの
- ④ 取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法において事業年度ごとに一括して3年間で償却を行う(一括償却方式)もの
- ⑤ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で、取得価額が 20 万円未満のもの

※20 万円未満の資産であっても個別に減価償却している場合は課税対象となります。

次の表をご確認ください。

○=申告対象 ×=申告対象外

	取得価額	国税の取り扱い	償却資産の取り扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	×
	10万円～20万円未満	3年間一括償却	×
		減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○
法人の場合	10万円未満	損金算入	×
		3年間一括償却	×
		減価償却	○
	10万円～20万円未満	3年間一括償却	×
		減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○

次頁「4. 国税の取扱いとの比較」についてもご確認ください。

4. 国税の取扱いとの比較

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる部分がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた減価率) ※法人税法等の旧定率法と同率	・平成19年3月31日以前取得 旧定率法・旧定額法の選択制度 ・平成19年4月1日以後取得 定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (圧縮前取得価額で申告)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額な減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注:1)	損金算入可能 (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注:1)	3年間で損金算入可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (青色申告書を提出する中小企業等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産)	課税対象となります(注:2)	損金算入可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

注1:本来の耐用年数を用いて毎年減価償却する場合は課税対象となります。耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告して下さい。

注2:耐用年数省令に応じた本来の耐用年数を種類別明細書に記入のうえ申告して下さい。

5. リース資産と納税義務者

リース資産はその契約内容により、資産を貸している方が申告する場合と資産を借りている方が申告する場合がございます。リース資産がある場合には申告書の「16. 借用資産」の有に○をつけてリース会社の情報の記入をお願いいたします。詳しくは10～11ページをご覧ください。

リース契約内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約	○	×
割賦販売にあたるような契約	×	○

※所有権移転リース資産の場合、原則として借主の方が申告して下さい。

6. 家屋と償却資産の区分

家屋には電気設備や空調設備等、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備が取り付けられていますが、固定資産税においてはそれらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋と設備所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等は償却資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

貸借人が取り付けした事業用の内装・造作や設備等は償却資産として取り扱います。また、申告においては貸借人が行う必要があります。

8. 家屋と償却の区分表

主な設備を例示すると、次のとおりになります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作	床、壁、天井仕上、店舗造作工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管、配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等		○			◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管、配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス・床暖房用等)、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備		○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○		◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等		○		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル、百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)			◎		◎

II 申告方法

1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在、小山市内で工場や商店等を営業している方や、資産を貸し付けている方など、事業を営んでいる方で償却資産を所有する方が対象です。

- ① 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- ② 所有権移転外リース資産の場合、貸主の方が申告してください。
- ③ 所有権移転リース資産の場合、原則として借主の方が申告してください。
- ④ 建物を借りて、内装・造作及び建築設備等を取り付けて事業を行っている場合、貸借人(テナント)の方が申告してください。
- ⑤ 初めて申告書が届いた方は資産の所有状況にかかわらず、申告してください。
- ⑥ 一般方式で申告している方で昨年中に償却資産の増減がない場合には償却資産申告書“18. 備考欄(添付書類等)”の「増減無」に丸をつけて申告してください。
- ⑦ 廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した場合も、減少の申告をお願いします。

2. 申告に必要な書類

申告方法により必要な書類が変わります。

① 一般方式(増加資産・減少資産申告)

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等は小山市において計算します。前年にお持ちの資産を申告した場合、小山市から前年に申告された資産の明細書が送付されます。

② 電算処理方式(全資産申告)

毎年度、増減があった資産だけでなく、賦課期日(1月1日)現在、小山市内に所有しているすべての償却資産を申告していただく方式で、評価額等は申告者側で計算し、書類に記載します。前年にお持ちの資産を申告した場合でも、小山市より資産の明細書が送付されません。

提出書類

	申告していただく方	申告対象の資産		必要書類		
		令和6年1月1日現在において所有されている全ての資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加又は減少した資産	第26号様式(草色)	別表1(草色)	別表2(赤色)
				償却資産申告書 (例) 10、11ページ	種類別明細書 (増加資産・全資産用) (例) 12ページ	種類別明細書 (減少資産用) (例) 13ページ
一般方式	はじめて申告される方 ※1	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方 ※2		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は資産を小山市外に移転した方		○	○		○
	償却資産を所有されていない方			○		
電算処理方式	はじめて申告される方 ※1	○		○	○	
	前年より電算処理方式で申告されている方 ※1	○		○	○	
	廃業又は資産を小山市外に移転した方			○		
	償却資産を所有されていない方			○		

※1 小山市内に設置している資産全てを種類別明細書に記載してください。

※2 前年より増加した場合は別表1、減少した場合は別表2にそれぞれ増減した資産を記載してください。

3. 申告書提出期限

令和6年1月31日(水)までに、eLTAXによる電子申告、郵送、もしくは小山市役所本庁2階資産税課まで来庁していただいて申告をお願いいたします。なお、電子申告の方法については、「4. 電子申告による申告方法について」をご参照ください。

各出張所では申告できません。メールやファックスでの申告書の受付も行っておりませんのでご了承ください。

4. 電子申告による申告方法について

eLTAXにより償却資産の電子申告が可能となります。

電子申告をご利用いただくと、償却資産申告書等を印刷し提出先市町村ごとに窓口提出や郵送を行うといった手間を省くことができ、大変便利です。申告データ作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX 地方税ポータルシステムのホームページをご覧ください。下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、小山市においては基幹システムの都合上、プレ申告データの送信を行っておりません。紙での資産明細書の送付を希望される方は、「増加／減少資産申告」にて申告して頂きますようお願いいたします。

また、小山市からの紙の申告書の発送を希望しない場合は、申告書にその旨を記入の上、提出してください。

地方税共同機構 ヘルプデスク問合せ先

電話番号	0570-081459 ※上記の電話番号でつながらない場合:03-5521-0019
受付日	月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
受付時間	9時～17時

5. 番号法に基づく本人確認の実施について(マイナンバー)

償却資産申告書へマイナンバー記載欄が追加されたことにより、個人番号が記載された申告書を提出していただく際、番号法に基づく本人確認を実施させていただきます。申告の際は、下記確認書類をお持ちください。

また、郵送での申告の場合は、下記確認資料の写し(代理権確認資料は原本)を添付して下さい。

なお、法人番号記載の申告書の提出、電子認証が付随した eLTAX による申告の場合は、確認資料は不要です。

申告者本人が申告書を提出する場合の確認資料

番号確認資料	「個人番号カード(裏面)」「通知カード」「住民票の写し(マイナンバー記載有)」等
身元確認資料	「個人番号カード(表面)」「運転免許証」「旅券」等 ※上記が無い場合は、「小山市が送付した氏名・住所が印字された償却資産申告書」等

代理人が申告する場合の確認資料

本人の番号確認資料	「個人番号カード(裏面)」「通知カード」「住民票の写し(マイナンバー記載有)」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード(表面)」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」等
代理権確認資料	「税理代理権限証書」「委任状」等

6. 一般方式の申告書記入方法

・個人番号又は法人番号を右詰めで記入して下さい。

・事業の種目を具に、資本金の金額を万円単位でそれぞれ記入して下さい。

申告日を記入して下さい。

・申告年度を記入して下さい。

令和 6 年 1 月 15 日 小山市長 様		令和 6 年度 償却資産申告書(償却)	
所 有 者	1 住所 <small>(ふりがな)</small> 〒 3 2 3 - 8 6 8 6 栃木県小山市中央町 1 - 1 - 1 〇〇商事 株式会社 <small>(電話 0285 - 23 - 1111)</small>	3 個人番号 は法人番号	4 事業種 <small>(資本金等の額)</small>
	2 氏名 <small>(ふりがな)</small> 〇〇商事 株式会社 代表取締役 小山 花子 <small>(屋号)</small>	5 事業開始年	6 この申告に 答ずる者の 及び氏名

・住所もしくは納税通知書送付先を記入して下さい。

・前年に申告した方は、住所欄に納税通知書送付先もしくは、申告書送付先が企業名まで印字された申告書が送付されます。変更されている場合は、二本線で消して訂正して下さい。

・所有者名を記入して下さい。

・前年に申告した方は、所有者名が印字された申告書が送付されます。所有者名を確認のうえ、法人の場合は代表者の氏名を記入して下さい。変更した場合は、二本線で消して訂正して下さい。

・申告者の負担軽減のため、押印を廃止いたしました。

資産の種類	取得価額		
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構築物	3 000 000	3 000 000	5 000 000
2 機械及び装置	5 000 000		
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品	5 000 000	1 000 000	2 000 000
7 合計	13 000 000	4 000 000	7 000 000

・一般方式を選択される方は、評価額・決定価格・課税標準額の記入の必要はありません。

・電算処理方式を選択する方は各資産の数字を合算したうえで、必ず記入して下さい。

資産の種類	評価額			※ 決定価格		
	十億 百万 千 円					
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具器具及び備品						
7 合計						

・小山市に前年中に申告し、登録されている資産の取得価額の合計を、種類別に記載してください。なお、新規で申告されるかたは記入せず、(ハ)から記入して下さい。

・前年中に減少した資産の取得価額の合計を、種類別に記入して下さい。

・前年中に取得した資産の取得価額の合計を、種類別に記入して下さい。

具体的
額を百
ぞれ

・小山市において
事業を開始した
年月を記入して
下さい。

・この申告書の内容につ
いて、直接応答できる方
の係名、氏名及び電話
番号を記入して下さい。

・申告書を作成した税
理士等の氏名及び電
話番号を記入して下さい。

・自社様式で申告される場合は、お
送りした「償却資産申告書」のコード
を記入していただくか、その申告
書(記入は不要です)と一緒に提出
して下さい。

・新規申告の場合は記入不要です。

・「有」に該当する場合は、別途「承認
通知書」の写しを提出して下さい。

・「有」に該当する場合は、別途「届
出書」の写しを提出して下さい。

・該当する資産がある場合には、別
途「届出書」を提出して下さい。

・課税標準の特例に該当する資産
がある場合には、別途「届出書」を
提出して下さい。

・該当するものに○印をつけて下さ
い。

・小山市内の資産所在地及び屋号
を記入して下さい。
・2か所以上ある場合は、それぞ
れの所在地名を記入し、その主たる
ものの番号に○印をつけて下さい。

・借用資産(リース資産)がある場合
には、貸主の住所、氏名及び電話
番号を記入して下さい。

・所有区分の該当する方に、○印
をつけて下さい。

・その他、この申告に必要な事項
及び評価について参考となるべき
事項があれば、記入して下さい。

例
・住所氏名等に変更があった場合
は、異動年月日や新旧住所氏名
等
・合併があった場合は、合併日、合
併法人名、被合併法人名等
・解散した場合は、清算終了日等
・閉鎖した場合は、閉鎖日等
・非課税資産、課税標準の特例適
用資産等を適用する場合は、その
届出書及び添付書類の名称
・その他、申告に必要な事項及び
償却資産評価に係る事項

資産課税台帳

※所有者コード
1234567

又号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
目	機械器具卸売業												
額	(100 百万円)												
年	平成20年4月												
係	総務部 小山太郎												
名	(電話 0285-23-1111)												
名	小山 次郎												
	(電話 0285-22-9434)												

8 短縮耐用年数の承認	有	<input type="radio"/> 無
9 増加償却の届出	有	<input type="radio"/> 無
10 非課税該当資産	有	<input type="radio"/> 無
11 課税標準の特例	有	<input type="radio"/> 無
12 特別償却又は圧縮記帳	有	<input type="radio"/> 無
13 税務会計上の償却方法	定率法	<input type="radio"/> 定額法
14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無

の(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	(ニ)
円	十億 百万 千 円	円
000	5 000 000	
	5 000 000	
000	6 000 000	
000	16 000 000	

15 市(区)町村内	①小山市 中央町1-2-3
における事業所	②小山市
等資産の所在地	③小山市
16 借用資産	貸主の名称等 小山市中央町1-2-4 小山リース TEL:0285-22-9434
(有) 無)	
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 <input type="radio"/> 借家 <input checked="" type="radio"/>

(イ)	課税標準額	(ロ)
円	十億 百万 千 円	円

18 備考(添付書類等)

令和5年9月1日、(株)▲▲産業(法人番号: 1234567890124)を吸収合併。

① 増減無 ② 該当資産無

③ 次年度より申告書の発送不要

・申告をされていた価額(イ)から、減少した価額(ロ)・増加した価額(ハ)を計算した価額の合計を、種類別に記入して下さい。

・資産に増減のない方は①に、資産のない方は②にそれぞれ○印をつけて下さい。
・翌年度以降申告書の送付が不要な方は○印つけてください。

7. 一般方式の種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

第二十六号様式別表

令和 6 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		秋のうち	
所有者コード 1234567		〇〇商事株式会社										1		1	
行番号	資産の種類	資産のコード	資産の名称	数量	取得年月		取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数	残価残存率	価額 十億 百万 千 円	課税標準の特例 率 コード		課税標準額 千 円	増加事由	摘要
					年号	月									
01	1		内装設備	1	5	8	2000000	15				2 3・4	1 2 3・4		
02	1		外構工事	1	5	8	3000000	20				1 2 3・4	1 2 3・4		
03	6		パソコン	1	5	4	500000	4				1・2 3	1・2 3		申告漏れ
04	6		応接セット	1	5	12	500000	4				3	3		宇都宮市よ り移転
05	6		エアコン	1	5	12	1000000	8				1 2 3・4	1 2 3・4		
06															
07															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
				小計								7000000			

・一般申告方式を選択する方は残価残存率、価額、課税標準額を記入しないで下さい。
・電算処理方式による申告を選択する方は、毎年すべての資産を記入したうえで、価額、課税標準額を記入する必要があります。

課税標準の特例が適用される資産や、増加償却を行っている資産等、当該資産の価格の決定にあたって、必要な事項があれば記入して下さい。

・次の番号のうちあてはまるものに○をつけて下さい。
1: 新品資産の取得
2: 中古資産の取得
3: 移動による受入れ
4: その他

・法定耐用年数表で、資産ごとの耐用年数を記入して下さい。
・即時償却資産等の場合は、耐用年数割合に応じた本来の耐用年数を記入して下さい。

・資産の取得価額を記入して下さい。

・資産の取得年月を記入して下さい。(2019年1~4月は平成31年、5~12月は令和1年になります。)
・年号は、次の数字に置き換えて記入して下さい。
1: 明治
2: 大正
3: 昭和
4: 平成
5: 令和

・資産の数量を記入し、各ページごとに小計を出して下さい。
・1000以上のときは「99」と記入して下さい。

・増加した資産を漢字、ひらがな、カタカナ又は英数字で20字以内で記入して下さい。超えてしまう場合は、省略して記入して下さい。
・初めて申告される方は、新・旧の資産にかかわらず全資産を記入して下さい。

・資産コードは、小山市において採番を行いますので、記入する必要があるありません。

下記の区分番号を参照の上、記入して下さい。
1: 構築物
2: 機械及び装置
3: 船舶
4: 航空機
5: 車両及び運搬具
6: 工具、器具、備品

・各ページごとに小計を出して記入して下さい。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

8. 一般方式の種類別明細書(減少資産用)の記入方法

令和 6 年度

所有者コード
1234567

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名
〇〇商事株式会社

第二十六号様式別表一

資産の種類 行番号	資産コード	資産の名称	数量	取得年月		取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数	残価残存率	価額 十億 百万 千 円	課税標準額の特例		課税標準額 千 円	増加事由	摘要
				年号	年月					率	コード			
01	1	内装設備	1	5	8	2000000	15					1 2 3 4		
02	1	外構工事	1	5	8	3000000	20					1 2 3 4		
03	6	パソコン	1	5	4	500000	4					1 2 3 4		申告漏れ 宇都宮市よ り移転
04	6	応接セット	1	5	12	500000	4					1 2 3 4		
05	6	エアコン	1	5	12	1000000	8					1 2 3 4		
06												1 2 3 4		
07												1 2 3 4		
15												1 2 3 4		
16												1 2 3 4		
17												1 2 3 4		
18												1 2 3 4		
19												1 2 3 4		
20												1 2 3 4		
			小計	5		7000000								

・一般申告方式を選択する方は残価残存率、価額、課税標準額を記入しないで下さい。

・電算処理方式による申告を選択する方は、毎年すべての資産を記入したうえで、価額、課税標準額を記入する必要があります。

・法定耐用年数表で、資産ごとの耐用年数を記入して下さい。

・即時償却資産等の場合は、耐用年数省令に応じた本来の耐用年数を記入して下さい。

・資産の取得価額を記入して下さい。

・資産の取得年月を記入して下さい。(2019年1~4月は平成31年、5~12月は令和1年になります。)

・年号は、次の数字に置き換えて記入して下さい。
1: 明治
2: 大正
3: 昭和
4: 平成
5: 令和

・増加した資産を漢字、ひらがな、カタカナ又は英数字で20字以内で記入して下さい。超えてしまふ場合は、省略して記入して下さい。

・初めて申告される方は、新・旧の資産にかかわらず全資産を記入して下さい。

・資産コードは、小山市において採番を行いますので、記入する必要はありません。

1: 構築物
2: 機械及び装置
3: 船舶
4: 航空機
5: 車両及び運搬具
6: 工具、器具、備品

・次の番号のうちあてはまるものに○をつけて下さい。
1: 新品資産の取得
2: 中古資産の取得
3: 移動による受入れ
4: その他

・課税標準の特例が適用される資産や、増加償却を行っている資産等、当該資産の価格の決定にあたって、必要な事項があれば記入して下さい。

・各ページごとに小計を出して記入して下さい。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

Ⅲ 税額計算方法について

1. 償却資産の評価

申告していただいた償却資産を一件ずつ取得価額・取得年月及び耐用年数に基づき計算し、毎年評価額を算出します。

・前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得の減価残存率＝評価額

・前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得の減価残存率＝評価額

※評価額が、取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%が評価額になります。

2. 減価残存率表

償却資産課税で使用される減価残存率は、総務大臣告示の「固定資産評価基準」の減価率から算出しています。この減価残存率表で用いられる耐用年数とは、法人税又は所得税で用いる耐用年数と同様のものとなります。

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
2	0.658	0.316	27	0.959	0.918
3	0.732	0.464	28	0.960	0.921
4	0.781	0.562	29	0.962	0.924
5	0.815	0.631	30	0.963	0.926
6	0.840	0.681	31	0.964	0.928
7	0.860	0.720	32	0.965	0.931
8	0.875	0.750	33	0.966	0.933
9	0.887	0.774	34	0.967	0.934
10	0.897	0.794	35	0.968	0.936
11	0.905	0.811	36	0.969	0.938
12	0.912	0.825	37	0.970	0.940
13	0.919	0.838	38	0.970	0.941
14	0.924	0.848	39	0.971	0.943
15	0.929	0.858	40	0.972	0.944
16	0.933	0.866	41	0.972	0.945
17	0.936	0.873	42	0.973	0.947
18	0.940	0.880	43	0.974	0.948
19	0.943	0.886	44	0.974	0.949
20	0.945	0.891	45	0.975	0.950
21	0.948	0.896	46	0.975	0.951
22	0.950	0.901	47	0.976	0.952
23	0.952	0.905	48	0.976	0.953
24	0.954	0.908	49	0.977	0.954
25	0.956	0.912	50	0.977	0.955
26	0.957	0.915	51	0.978	0.956

耐用年数の改正について

平成 20 年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数などに関する省令の改正が行われ、耐用年数に変更されました。改正後の耐用年数は平成 21 年度課税分から適用されることとなります。評価額の計算においては、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率を使用し、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を使用することとなります。

3. 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額となります。課税標準額の特例の適用がある資産をお持ちの場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に、課税標準額を算出します。

4. 税額の計算方法

課税標準額(1,000円未満切り捨て)に税率1.4%を乗じたものが税額(100円未満切り捨て)になります。
なお、課税標準額が150万円未満の場合、課税されません。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率(1.4\%)} = \text{税額(100円未満切り捨て)}$$

5. 納期

4月、7月、9月、12月の年4回に分けて納めていただくことになります。

納税通知書及び納付書については、4月上旬を目安に交付を行いますので、期限内に納めていただきますようお願いいたします。

なお、課税標準額が150万円未満の場合、納税通知書は交付されませんのであらかじめご了承ください。

市税のお支払いは口座振替で！

小山市では金融機関へ行く手間や納め忘れがなくなる、便利な口座振替を推進しています。

一度お申込みいただければ指定した金融機関・ゆうちょ銀行から納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。是非ご活用ください。

お申込み方法については、**納税課(Tel:0285-22-9442)**までお問い合わせください。

※取扱金融機関は送付された納付書裏面をご確認下さい。

6. 課税台帳の閲覧について

申告等により決定した評価額等を登録した償却資産課税台帳は、公示の日(通常毎年4月1日)から通年で小山市役所理財部資産税課において関係者の閲覧に供します。その際には、印鑑と身分証明書(閲覧者が代理人の場合はさらに委任状(法人の場合は社判が押印されているもの))が必要になります。

IV 計算例

1. 実際の計算方法

税額は以下のように計算を行います。

なお、下記の計算は一般方式(増加資産・減少資産申告)で申告された方については、小山市側の基幹システムにおいて計算を行うため、実際に計算する必要はありません。

【現在取得している資産】

- ・取得価額 3,000,000 円、取得時期令和 4 年 8 月、耐用年数 15 年の内装設備
 - ・取得価額 1,000,000 円、取得時期令和 5 年 3 月、耐用年数 8 年の器具備品
- 上記2つを令和 6 年度に課税する場合

【評価額の計算】

それぞれの資産の評価額を計算し、合算した評価額を算出します。

・内装設備の評価額

$3,000,000 \text{ 円} \times 0.929$ (前年中取得の減価残存率) = 2,787,000 円…令和 5 年度評価額(前年度評価額)

$2,787,000 \text{ 円} \times 0.858$ (前年前取得の減価残存率) = 2,391,246 円…令和 6 年度評価額

・器具備品の評価額

$1,000,000 \text{ 円} \times 0.875$ (前年中取得の減価残存率) = 875,000 円…令和 6 年度評価額

2,391,246 円 + 875,000 円 = 合計評価額(決定価格) 3,266,246 円

【課税標準額の計算】

固定資産税においては合計評価額(決定価格)が課税標準額となります。

(課税標準額の特例を適用する資産がある場合は、ここで考慮したうえで算出します。)

合計評価額(決定価格) 3,266,246 円 ⇒ **課税標準額 3,266,246 円**

※償却資産の他に土地や家屋を所有している場合は、それぞれの課税標準額の合算となります。

【税額の計算】

課税標準額の 1,000 円未満を切り捨て、税率 1.4% を乗じ、100 円未満を切り捨てた額が実際の税額になります。

課税標準額 3,266,246 円 ⇒ (1,000 円未満切り捨て) ⇒ 3,266,000 円

$3,266,000 \text{ 円} \times \text{税率 } 1.4\% = 45,724 \text{ 円}$

45,724 円 ⇒ (100 円未満切り捨て) ⇒ **令和 6 年度税額 45,700 円**

V その他

1. 非課税制度・課税標準額の特例制度について

地方税法に規定する一定の要件を満たす資産については、当該資産に係る固定資産税が非課税となります。

また、一定の要件を満たす資産については、課税標準の特例措置を受けることができます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の課税標準の非課税・特例に係る届出書」「固定資産税の課税標準の非課税・特例に係る明細書」に必要事項を記載の上、規定を満たしていることが確認できる書類とともに、資産税課へご提出ください。

なお、電子申告(eLTAX)を選択した場合、上記様式及び確認書類は郵送又は窓口での提出をお願いいたします。

【非課税の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

条文(地方税法)	適用対象	必要書類
地方税法348条第2項第3号	・宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	定款、法人登記簿謄本
地方税法348条第2項第9号	・学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・公益社団法人、公益財団法人が図書館において直接その用に供する固定資産 ・公益社団法人、公益財団法人、宗教法人が博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産	定款、法人登記簿謄本、許可証の写し等
地方税法348条第2項第10号	・社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等 (施設の例)
地方税法348条第2項第10号の2	・社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	・救護施設 ・授産施設 ・小規模保育施設
地方税法348条第2項第10号の3	・社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	・認定こども園 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム
地方税法348条第2項第10号の4	・学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産	
地方税法348条第2項第10号の5	・社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	
地方税法348条第2項第10号の6	・社会福祉法人が障がい者支援施設の用に供する固定資産	
地方税法348条第2項第10号の7	・社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	
地方税法348条第2項第10号の8	・更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	
地方税法348条第2項第10号の9	・介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	
地方税法348条第2項第10号の10	・児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産	

※利用状況によっては非課税に該当しない場合があります。

※非課税にするにあたり現地を確認させていただく場合がございます。

※表内の必要書類の他、要件を確認するために追加で資料の提出をお願いする場合がございます。

【課税標準額の特例の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

条文(地方税法)	適用対象	取得時期等の制限	特例内容	必要書類
第349条の3第2項	ガス事業用資産	平成29年4月1日以降	最初の5年間 価額を1/3 その後の5年間 価額を2/3	・ガス事業法に基づく許可証の写し
第349条の3第3項	農業協同組合等共同利用設備	なし	取得後3年間 価額を1/2	・補助金申請書の写し ・補助金交付決定通知書の写し
第349条の3第27項	家庭的保育事業	なし	価額を1/2 (わがまち特例)	・認定書の写し ・施設平面図の写し
第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業	なし	価額を1/2 (わがまち特例)	・認定書の写し ・施設平面図の写し
第349条の3第29項	事業所内保育事業	なし	価額を1/2 (わがまち特例)	・認定書の写し ・施設平面図の写し
附則第15条第2項第1号	公共の危害防止施設等 (水濁法第2条第2項又は第3項)	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	価額を1/2 (わがまち特例)	・特定施設設置(変更)届出書の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し
附則第15条第2項第2号	公共の危害防止施設等 (廃掃法第8条第1項) ※ごみ処理施設	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	価額を1/2	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第2項第3号	公共の危害防止施設等 (廃掃法第8条第1項) ※一般廃棄物最終処分場	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	価額を2/3	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第2項第4号イ	公共の危害防止施設等 (廃掃法第15条第1項) ※石綿処理施設	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	価額を1/2	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第2項第4号ロ	公共の危害防止施設等 (廃掃法第15条第1項) ※イ以外の産業廃棄物処理施設	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	価額を1/3	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第25項第1号	再生可能エネルギー発電設備 ・太陽光(1,000kw未満)※自家消費型のみ対象 ・風力(20kw以上) ・地熱(1,000kw未満) ・バイオマス(10,000kw以上 20,000kw未満)	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	取得後3年間 価額を2/3 (わがまち特例)	【太陽光】 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金実施計画概要の写し ・同補助金交付決定通知書の写し 【太陽光以外】 ・再生可能エネルギー発電計画認定通知書 ・電力需給契約書の写し
附則第15条第25項第3号	再生可能エネルギー発電設備 ・水力(5,000kw未満) ・地熱(1,000kw以上) ・バイオマス(10,000kw未満)	令和 4年4月1日から 令和 6年3月31日まで	取得後3年間 価額を1/2 (わがまち特例)	・再生可能エネルギー発電計画認定通知書 ・電力需給契約書の写し
附則第15条第32項	特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から 令和 5年3月31日まで	補助開始日の翌年から5年間 価額を1/2 (わがまち特例)	・企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し ・施設平面図の写し
旧附則第64条	先端設備導入計画認定設備 ・機械及び装置(160万円以上 /台・基) ・工具器具及び備品(30万円 以上/台・基) ・建物附属設備(60万円以上 /台・基)	平成30年6月6日から 令和 5年3月31日まで	取得後3年間価額を零(0) (わがまち特例)	・先端設備導入計画申請書の写し ・先端設備導入計画認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し ・先端設備等に係る誓約書
	先端設備導入計画認定設備 ・構築物(120万円以上/台・基)	令和 2年4月30日から 令和 5年3月31日まで		※所有権移転リース取引若しくは所有権移転外リース取引によりリース会社が申告する場合は、下記書類も追加 ・リース契約書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し
附則第15条第45項	先端設備導入計画認定設備 ・機械及び装置(160万円以上 /台・基) ・工具器具及び備品(30万円 以上/台・基) ・建物附属設備(60万円以上 /台・基) ※中古資産を除く	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	【賃上げ表明がない場合】 取得後3年間 価格を1/2 【賃上げ表明がある場合】 (1)令和6年3月31日までに取得した設備 取得後5年間 価格を1/3 (2)令和6年4月1日以降に取得した設備 取得後4年間 価格を1/3	・先端設備導入計画申請書の写し ・先端設備導入計画認定書の写し ・先端設備等に係る誓約書 【賃上げ表明をする場合】 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 ※所有権移転リース取引若しくは所有権移転外リース取引によりリース会社が申告する場合は、下記書類も追加 ・リース契約書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

2. 耐用年数の短縮や増加償却を適用した場合

法人税法又は所得税法の規定に基づき、短縮耐用年数・増加償却を実施している場合は、「種別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に「短縮」又は「増加償却」と記入し、申告書と併せて規定を満たしていることが確認できる書類を提出していただく必要があります。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法に基づく特別償却・割増償却等は、固定資産税上では認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

また、電子申告(eLTAX)を選択した場合、確認書類は郵送又は窓口での提出をお願いいたします。

適用する制度	確認できる書類
耐用年数の短縮	耐用年数の短縮の承認通知書の写し
増加償却	増加償却の届出書の写し

3. 申告内容の調査について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、電話での問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査等を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、検査拒否に該当する場合や、調査に正当な理由なく応じない場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

4. 申告しなかった(虚偽の申告をした)場合

正当な理由なく申告をしなかった場合には、地方税法第 386 条及び小山市税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあり、地方税法第 368 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を加算して徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合、地方税法 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を処されることがあります。

※来年度以降申告書の発送を希望しない方も資産を所有している、または新たに資産を所有した場合は申告する必要があります。

※申告は償却資産を所有している方の義務であり(地方税法 383 条)、市役所から申告書の送付がない場合においても償却資産を所有している場合は申告が必要となります。

5. 固定資産税の遡及について

調査により申告漏れ等が判明した場合には、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、地方税法第 17 条の 5 の規定により、現年度だけでなく過去 5 年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

また、遡及して追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回のみとなります。

※申告書最終チェック

送付する前に以下の項目のチェックをお願いいたします。

申告に必要な書類は揃っていますか？(8ページ参照)

申告書に連絡先は記入されていますか？

種類別明細書(増加・全資産用)に耐用年数は記入されていますか？

(受付印を押した控えをご希望の方)

郵送申告の場合、返信用封筒に返送先が明記されていますか？また、切手が貼付されていますか？

(非課税・課税標準額の特例を受ける方)

新規に非課税・特例を受ける資産がある場合は、届出書と確認書類が揃っていますか？

(17、18ページ参照)

償却資産送付用ラベル

切り取り線)

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 理財部 資産税課 家屋係

償却資産担当 行

(切り取り線)

- 20 -

市町村コード 092088